

健康管理(応急処置、健康診断)

充実した学校生活を過ごすためには心身の健康が大切です。くれぐれも健康に留意し、体調不良時は休養や早期受診に心掛けてください。本学では皆さんの健康を管理していくために、5号館1階に保健室を設置しています(利用時間:平日9時~17時30分)

保健室では、学生生活に少しでも役立つように次のようなことを行っています。

<主な健康等のサポート>

①応急処置

本学内でのケガや発病などの応急処置を行います。ケガや病気の程度によっては本学近隣の医療機関への連絡、紹介を行います。

②健康相談・健康管理

本学では看護師が常駐しております。病気や体調不良時にはお気軽にご相談ください。

※「マイナ保険証」または「資格確認書」のいずれかを携帯してください。

ケガや病気で受診の際は、マイナ保険証または資格確認書のいずれかを常に所持してください。いずれもない場合は、自費払い(全額個人負担)となります。

③身体や心の健康相談・保健指導

応急処置や休養だけではなく、自分の健康状態を知り健康について考える場としてまた悩みごとや困りごとの相談の場としても利用できます。

④健康診断

学校保健安全法および学則に基づき毎年4月に全学生を対象に定期健康診断を実施しています。疾病の早期発見と健康管理のために毎年必ず受診してください。

健診項目

身長・体重・視力※1・尿検査※2・血圧・胸部レントゲン・内科診察・心電図※3

※1・・・コンタクトレンズ・眼鏡の必要な学生は装着または携帯すること

※2・・・検査項目(蛋白・糖・潜血)

※3・・・新生生の運動部に加入している学生

指定された日に都合が悪く受診ができない場合は、保健室に申し出たうえで、別日の健診日に受診して頂きます。なお、本学の健康診断を受けていない学生は、必ず自費で健康診断を受け、その結果を保健室へ提出してください。健康診断の結果に応じて、再検査や精密検査の指導を行います。

⑤学校感染症

感染症のうち学内での流行が懸念される疾患については、回復するまで出席しない※4などの感染拡大防止のための対策が求められています。医療機関を受診して、下記表※5の診断を受けた場合には、登校することの可否などについても主治医と相談をしてください。登校できない期間は自宅で療養し、部活動、サークル活動、アルバイトなどを含め学内に限らず感染を広めないようにしましょう。

※4 感染症(感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律)、学校保健安全法(学校保健法改正、令和5年5月8日より施行)

(罹患した場合の対応)

- ・下記表に罹患した場合は、証明する書類(診断書)が必要です。
- ・学校感染症受付フォームへの申請を行ってください。(学校感染症受付フォーム)



- ・出席停止期間後、証明する書類(診断書)を5日以内に教務部にて公認された事由による欠席(以下「公欠」という)となるための手続きを行ってください。

なお、授業を欠席する際の担当教員への連絡は、保健室からは行っていません。欠席する場合は担任・授業の担当教員に直接連絡をしてください。

(※5)

学校保健安全法施行規則による感染症の出席停止期間

	感染症	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱/クリミア・コンゴ出血熱/痘そう/南米出血熱/ペスト/マールブルグ病/ラッサ熱/急性灰白髄炎(ポリオ)/ジフテリア/重症急性呼吸器症候群(SARS)/中東呼吸器症候群(MERS)/特定鳥インフルエンザ/指定感染症/新感染症	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後 2 日を経過するまで
	結核	病状により感染の恐れがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ/細菌性赤痢/腸チフス/パラチフス/腸管出血性大腸菌感染症(O157など)/流行性角結膜炎/急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス)/サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)/カンピロバクター/マイコプラズマ感染症/肺炎球菌感染症/溶連菌感染症/A型肝炎/B型肝炎/手足口病/ヘルパンギーナ/伝染性紅斑など	医師に指示された期間

関係法令)学校保健安全法施行規則第 18、19 条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

(令和 5 年文部科学省令第 22 号令和 5 年 5 月 8 日施行)